

1 共通事項

No	事業名	質問	回答
1.1	共通事項	認可外保育施設や横浜保育室は対象となるか。	助成対象とはなりません。
1.2	共通事項	平成28年度に当該助成金を利用し、保育業務支援システムまたはビデオカメラを導入しているが今回の助成金は申請できるか。	<p><平成28年度に助成金を利用し、保育業務支援システムを導入している場合></p> <p>今年度、保育業務支援システムに関する助成金は申請できません。買い替えを行う場合も、対象になりません。翻訳機については申請が可能です。</p> <p><平成28年度に助成金を利用し、ビデオカメラを導入している場合></p> <p>保育業務支援システム及び翻訳機について、申請可能です。</p>
1.3	共通事項	保育業務支援システムと翻訳機のどちらも申請することはできるか。	どちらも申請可能場合、両方に申し込むことができます。(No1.2参照) 計画書は事業ごとに必要なため、それぞれ1枚ずつ計画書が必要になります。
1.4	共通事項	導入又は購入はいつまでに行う必要があるか。	令和3年4月1日から令和4年1月31日までに導入し、支払いを完了したものが補助の対象になります。
1.5	共通事項	実施計画書の提出前にすでに導入または購入した保育業務支援システムまたは翻訳機等は助成の対象とならないか。	原則として事業実施計画書の承認後に契約等を行ったものが対象となりますが、助成の条件に合致するもので、令和3年4月1日以降に契約、購入、導入及び支払いを行ったものであれば、対象となる可能性があります。事前にご相談ください。(対象となる場合、同様に申請手続きを行っていただく必要があります。)

2 保育業務支援システム

No	事業名	質問	回答
2.1	保育業務支援システム	必要な機能要件のうち、すでに1つの機能を導入しているが、今回の助成金を利用し、残り2つの機能を追加したい場合、2つの機能の追加に係る費用について、助成対象となるか。	助成対象とはなりません。必要な機能要件を全て備えるシステムを新たに導入した場合にのみ、助成対象となります。
2.2	保育業務支援システム	必要な機能要件以外の機能の導入費用も対象となるか。	必要な機能要件に加え、保護者が負担する利用料金の請求に関する機能や、職員の勤務シフト作成機能等保育士の業務負担の軽減に資する他の機能を導入することも可能です。またその経費についても、助成対象となります。
2.3	保育業務支援システム	今年度中または令和4年度以降に開設予定の施設及び事業は、助成金交付対象施設となるか。	助成金交付対象施設とはなりません。
2.4	保育業務支援システム	必要な機能要件のうち、すでに1つの機能を導入しているが、そのシステムの利用を終了し、新たに3つの要件を満たしたシステムを新たに導入する場合、対象となるか。	対象となります。
2.5	保育業務支援システム	事業実施計画書の提出前にすでに設置した保育業務システムは助成の対象とならないか。	原則として事業実施計画書の承認後に契約等を行ったものが対象となりますが、助成の条件に合致するもので、令和3年4月1日以降に契約、購入、導入及び支払いを行ったものであれば、対象となる可能性があります。事前にご相談ください。(対象となる場合、同様に申請手続きを行っていただく必要があります。)
2.6	保育業務支援システム	事業実施計画書に記入する導入日は、必ず守らなければいけないのか。変更する場合、変更申請は必要か。	あくまで目安の日付で構いません。日にちが確定できない場合は、「9月上旬」などの記載でも問題ありません。また、実際の導入日が事業実施計画書の日付を超えても、変更申請は必要ありません。
2.7	保育業務支援システム	本事業は、令和4年度以降も実施されるか。	未定です。
2.8	保育業務支援システム	毎月の保育業務システムの維持費は助成の対象となるか。	導入にあたり、初回に必要となる保守料がある場合、助成の対象となりますが、導入後に要する保守料や維持費は助成の対象外です。導入にあたっては、導入後の維持費負担も踏まえてご検討いただきますよう、お願いします。
2.9	保育業務支援システム	保育業務システムを導入するために必要な備品の購入は助成の対象となるか。	保育業務システムの導入にあたって、最低限必要となる備品の購入費は対象となります。
2.10	保育業務支援システム	対象となる経費は何か。	<p><対象となる経費></p> <ul style="list-style-type: none"> 導入に必要なシステム利用料、保守料 必要な端末の導入費用 インターネット環境の整備費用 システムの導入に必要な備品の購入費 <p><対象とならない経費></p> <ul style="list-style-type: none"> クレジットカードで購入した場合の手数料や振込手数料 導入時以降に発生する月額利用料や保守料(※ただし、導入時の費用に導入以降の利用料が含まれる場合は対象となります。)

2.11	保育業務支援システム	保育業務支援システム導入に伴い、システム事業者以外から携帯電話やスマートフォン、タブレットを購入する予定だが、対象経費となるか。	システムを利用するために必要な端末の端末本体費用については対象になります。 事務手数料・通信費・スマートフォンに利用するSDカード等の附属品については対象となりません。
------	------------	------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------

3 翻訳機等導入事業

No	事業名	質問	回答
3.1	翻訳機等	実施計画書の提出前にすでに購入した翻訳機等は助成の対象とならないか。	原則として事業実施計画の承認後に契約等を行ったものが対象となりますが、助成の条件に合致するもので、令和3年4月1日以降に契約、購入、導入及び支払いを行ったものであれば、対象となる可能性があります。事前にご相談ください。 (対象となる場合、同様に申請手続きを行っていただく必要があります。)
3.2	翻訳機等	在園児に外国人児童がいない場合も対象になるか。	対象になります。
3.3	翻訳機等	複数台購入することは可能か。	必要な台数を複数台購入することは可能ですが、助成金の額に合わせ使用見込みのない台数の購入は行わないでください。
3.4	翻訳機等	翻訳機能をアプリ等で利用するため、タブレット等を購入したいが対象となるか。	翻訳機器が対象のため、タブレット等は対象となりません。
3.5	翻訳機等	<鶴見区所在事業所限定> 令和2年度に鶴見区の区づくり推進事業「多言語翻訳機購入補助金交付事業」を利用し、翻訳機を購入しているが、本事業の申請は可能か。	昨年度購入した機器は対象になりませんが、今年度新たに追加で翻訳機を購入する場合は、本事業の対象となります。